

府政経シ第598号  
令和4年10月31日

各省庁等 PFI 事業担当官 殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）（公印省略）

「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領」の策定について（通知）

平素より PPP/PFI 事業の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成30年10月23日閣議決定）三1（8）において、「民間提案を受けて策定した実施方針に基づき選定された特定事業につき、法第8条第1項に基づく民間事業者の選定を行う際は、当該民間提案が当該実施方針策定に寄与した程度を勘案して、当該提案を行った民間事業者を適切に評価すること」とされています。

今般、「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和4年改定版）」（令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）において、「民間事業者のイニシアティブを活用した案件形成を促進するため、民間事業者による提案が積極的に活用されるよう実効性の高い環境整備を行う」こととされたところです。

これらを踏まえ、「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領（令和4年10月27日内閣総理大臣決定。以下「実施要領」という。）」を策定しました。

ついては、添付資料のとおり、実施要領の内容を御了知いただき、これを踏まえた取組を行っていただきますようお願いいたします。さらに、PFI 事業以外の官民連携事業においても、実施要領に準じた取組の実施を積極的に検討していただくようお願いいたします。

また、実施方針策定や入札公告の準備等一定の進捗がなされている事業については、手続上の不都合等が生じない範囲で実施要領を踏まえた取組を行っていただきますようお願いいたします。

なお、関係の地方支分部局の機関、所管の公共法人等に対しても、同様の取組を行うよう要請していただきますようお願いいたします。

**【添付資料】**

- ・公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領